

# 生活保護法・中国残留邦人等支援法指定医療機関 届出事項一覧

指定医療機関において次の事項に変更が生じた場合は、10日以内に届出が必要です。

届出を要する事項	(更 新) 指 定 申 請 書	誓 約 書	廃 止 届	変 更 届	休 止 届	再 開 届	辞 退 届	処 分 届
(1) 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションが新たに指定を受ける場合	○	○						
・指定期間の更新を受ける場合	○	○						
・開設者が法人⇔個人に変更した場合 ・開設者がA氏⇔B氏に変更した場合（親⇔子の交代を含む） ・開設者が医療法人⇔社会福祉法人などの法人の種難を変更した場合 ・診療所⇔病院に変更した場合	○	○	○					
・指定医療機関の所在地を移転した場合（病院、診療所、薬局）	○	○	○					
・指定医療機関の所在地を移転した場合（訪問看護ステーションのみ）				○				
(2) 既に指定医療機関である場合	・指定医療機関の名称を変更した場合 ・指定医療機関の所在地が住居表示の変更・地番整理等により変更された場合 ・開設者名称等変更 1 氏名を改姓等により変更した場合 2 法人名称を変更した場合 3 開設者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）を変更した場合 4 開設者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）が住居表示の変更・地番整理等により変更された場合 5 開設者法人の代表者を交代した場合 ・管理者の変更 1 管理者の交代 2 管理者の氏名を改姓等により変更した場合 3 管理者の住所を変更した場合 4 管理者の住所が住居表示の変更・地番整理等により変更された場合				○			
	・指定医療機関の開設者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合 ・指定医療機関の開設者が廃業等により当該業務を中止した場合			○				
	・天災その他の原因により、指定医療機関の建物若しくは設備の一部が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを復旧する意志及び能力を有する場合 ・指定医療機関に勤務する医師等が死亡し、又は辞職等をしたため、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを補充する意志及び能力を有する場合。 ・指定医療機関の開設者が自己の意志により当該業務を休止したとき					○		
	・休止した指定医療機関を再開したとき					○		
	・指定医療機関の指定を辞退しようとするとき <u>※辞退届を届け出た日から30日以上予告期間が必要です。</u>						○	
	・他法による処分を受けた場合							○

※廃止届には、指定通知書を添付してください。紛失した場合は、紛失届を提出してください。